

## 令和2年度滋賀県分散型エネルギーシステム導入加速化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、低炭素社会づくりの推進、地域経済の活性化および災害時における代替エネルギーの確保等の防災対策を推進する観点から、事業所等における再生可能エネルギー等の導入を促進するため、中小企業者等による再生可能エネルギー等の設備の導入に要する経費について、予算の範囲内で令和2年度滋賀県分散型エネルギーシステム導入加速化事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者をいう。

- (1) 中小企業者等であって、滋賀県内に事業所等を有する事業者
- (2) 県税に滞納がない事業者
- (3) 事業者またはその役員等（事業者が法人の場合にあっては役員および支配人ならびに営業所等の代表者、個人にあっては営業所等の代表者をいう。）が、次のいずれにも該当しない者であること
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
  - エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
  - オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
  - キ イからカまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している者

2 前項第1号における「中小企業者等」とは、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第2項に規定する中小企業者等その他法人格を有する事業者であって、次の各号のいずれにも該当しない者をいう。

- (1) 発行済株式の総数または出資価額の総額の1/2以上を同一の大企業が所有している事業者
- (2) 発行済株式の総数または出資価額の総額の2/3以上を大企業が所有している事業者
- (3) 大企業の役員または職員を兼務する者が役員総数の1/2以上を占めている事業者
- (4) 資本金または出資金の額が10億円を超える事業者
- (5) 常時使用する従業員の数が2千人を超える事業者

3 前項各号における「大企業」とは、中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者以外の事業者であって、次の各号のいずれにも該当しない者をいう。

- (1) 中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社
- (2) 廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成7年法律第47号）に規定する指定支援機関と基本約定書を締結した事業者
- (3) 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合

（補助対象事業等）

第3条 補助対象事業は、事業所等において再生可能エネルギー等の設備（以下「補助対象設備」という。）を導入する事業とし、補助対象設備および補助要件は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、第5条第3項に規定する補助金交付申請書の提出時において、当該事業に着手しているときは、補助の対象としない。

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第2に掲げる経費のうち、必要かつ相当と認める経費とする。

3 前項の補助対象経費の総額が60万円を下回る事業については、補助の対象としない。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、補助対象経費に1/3を乗じて得た額以内（千円未満切り捨て）とする。ただし、耐震性を有し、かつ、災害時において地域の避難所となり得る福祉施設や医療施設等（以下「福祉施設等」という。）については、補助対象経費に1/2を乗じて得た額以内（千円未満切り捨て）とする。

2 補助限度額は、別表第1に定めるとおりとする。

（補助金の交付申請等）

第5条 補助金の交付を希望する者は、別に定める期日までに、採択申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の採択申請書の提出があったときは、その内容を審査し、採択または不採択の結果を申請者に対して通知するものとする。

3 前項の通知を受けて補助金の交付を申請しようとする者（以下「交付申請者」という。）は、別に定める期日までに、補助金交付申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付決定等）

第6条 知事は、前条第3項の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるものについて、提出があった日から30日以内に補助金交付決定通知書（様式第3号）により、交付申請者に対して通知するものとする。

- 2 知事は、前項の交付の決定にあたって、別記のとおり条件を付すものとするほか、補助金の交付の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、別に条件を付することができる。
- 3 知事は、補助金の交付をしない旨の決定をしたときは、その理由を付して、補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、交付申請者に対して通知するものとする。

（事業の実施）

第7条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付決定の通知日以後に補助事業（補助金の交付決定を受けた事業をいう。以下同じ。）を開始するとともに、令和3年3月31日までに完了しなければならない。

（事業計画変更等に係る承認）

第8条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ事業計画変更承認申請書（様式第5号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更のいずれにも該当しない軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 補助対象経費の総額の20%以上の変更
- (2) 事業の実施場所の変更
- (3) 補助対象設備の主要構造または主要機能の大幅な変更
- (4) その他計画内容の大幅な変更

- 2 補助事業者は、補助事業を中止し、または廃止しようとするときは、あらかじめ事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、前2項の規定による事業計画変更承認申請書または事業中止（廃止）承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるものについて、提出があった日から30日以内に、補助事業者に対して通知するものとする。
- 4 知事は、第1項の変更の承認にあたって、必要に応じて別記のとおり条件を付すものとするほか、補助金の交付の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、別に条件を付することができる。ただし、補助金額の増額は行わないものとする。

（状況報告）

第9条 補助事業者は、知事が必要と認めるときは、別に定める期日までに、事業遂行状況報告書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止または廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して30日を経過した日または令和3年3月31日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 11 条 知事は、前条の規定により報告を受けた場合において、当該報告書等の書類の審査および必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定（事業計画変更の承認を含む。）の内容に適合すると認めるときは、報告のあった日から 30 日以内に、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書（様式第 9 号）により、補助事業者に対して通知するものとする。

(補助金の請求)

第 12 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第 10 号）を知事に提出しなければならない。

2 補助金は、精算払いとする。

(交付決定の取消し等)

第 13 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 6 条第 1 項の規定による交付決定（第 8 条第 3 項の規定による変更の承認を含む。）の全部または一部を取り消し、補助金交付決定取消通知書（様式第 11 号）により、補助事業者に対して通知するものとする。

(1) この要綱および規則に違反したことにより知事の指示を受け、この指示に従わないとき

(2) 補助事業の内容がこの要綱の規定を満たさない事実が明らかになったとき

(3) 補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為があったとき

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなったとき

2 知事は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金を交付せず、または既に交付した補助金の全部もしくは一部の返還を命ずることができる。

3 補助事業者は、前項の規定により補助金の返還を命じられたときは、遅滞なく返還しなければならない。

(補助金の経理等)

第 14 条 補助事業者は、補助金の収入および支出を記載した帳簿を整備し、経理の状況を明確にしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿および証拠書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(検査等)

第 15 条 知事は、補助事業者に対し、補助事業に関する必要な指示をして報告を求め、または検査をすることができる。

(事業効果の把握)

第 16 条 補助事業者は、補助事業完了後において、この要綱により補助金の交付を受けて導入した再生可能エネルギー等の設備による発電量等を把握し、別に定めるところにより、当該設備の利用状況について、知事に報告するものとする。

(財産の管理)

第 17 条 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、取得財産等管理台帳（様式第 12 号）を設け、保管状況を明らかにしておかなければならない。

(財産の処分の制限)

第 18 条 取得財産等のうち、その取得価格または増加価格が 50 万円以上のもの（以下「処分制限財産」という。）について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄してはならない。ただし、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第 13 号）を知事に提出し、その承認を受けた場合は、この限りでない。

2 知事は、前項ただし書の規定による財産処分承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるものについて、提出があった日から 30 日以内に、補助事業者に対して通知するものとする。

3 知事は、第 1 項ただし書の規定により承認を受けた補助事業者に対し、当該承認に係る処分制限財産の処分により収入があったときは、その収入の全部または一部を県に納付させることができる。

(補助事業の公表等)

第 19 条 補助事業者は、この要綱により補助金の交付を受けた事業の内容、所在地、事業者名等について、県が公表することに同意するものとする。

2 補助事業者は、県が実施する再生可能エネルギー等に関する調査および広報活動に協力するものとする。

(雑則)

第 20 条 規則およびこの要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 15 日から施行し、令和 2 年度の補助事業に適用する。

別記（第6条、第8条関係）

補助金の交付条件

（全般的遵守事項）

- 1 補助事業者は、令和2年度滋賀県分散型エネルギーシステム導入加速化事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）および滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）その他関係法令に従わなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業を当年度内に完了するものとする。当年度内に当該事業が完了しないときは、補助金を交付しない。また、交付決定前に事業に着手しているときは、補助金を交付しない。
- 3 補助事業者は、補助事業の内容に次に掲げる変更を加えようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
  - (1) 補助対象経費の総額の20%以上の変更
  - (2) 事業の実施場所の変更
  - (3) 補助対象設備の主要構造または主要機能の大幅な変更
  - (4) その他計画内容の大幅な変更
- 4 補助事業者は、補助事業を中止し、または廃止しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

（財産の管理および処分の制限）

- 5 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。
- 6 補助事業者は、取得財産等のうち、その取得価格または増加価格が50万円以上のもの（以下「処分制限財産」という。）について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄してはならない。ただし、あらかじめ知事の承認を受けた場合は、この限りでない。なお、知事の承認を受けて処分制限財産の処分を行ったことにより収入があったときは、その収入の全部または一部を県に納付させることがある。

（交付決定の取消し）

- 7 補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、知事は交付の決定（変更の承認を含む。）の全部または一部を取り消すものとし、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部または一部の返還を命じるものとする。
  - (1) この要綱および規則に違反したことにより知事の指示を受け、この指示に従わないとき
  - (2) 補助事業の内容がこの要綱の規定を満たさない事実が明らかになったとき
  - (3) 補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為があったとき
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなったとき

別表第1（第3条第1項および第4条関係）

補助対象設備		補助要件	補助限度額	
			中小企業者等	福祉施設等
発電設備	太陽光発電 および蓄電池	(1) 蓄電池を同時設置すること※1	発電出力1kWあたり 7万円を乗じて得た 額（上限100万円）	発電出力1kWあたり 10万円を乗じて得た 額（上限150万円）
		(2) 発電出力5kW以上であること		
		(3) 蓄電池は総蓄電容量3kWh以上であること		
	風力発電	(1) 発電出力1kW以上であること	100万円	150万円
小水力発電	(1) 発電出力1kW以上1,000kW以下であること	200万円	300万円	
バイオマス 発電	(1) バイオマス依存率60%以上であること			
	(2) バイオマスの調達見通しが長期間あること			
	(3) 副燃料として石油起源の燃料を常時使用することを前提とするものでないこと			
熱利用設備	太陽熱利用	(1) 集熱器総面積5㎡以上であること	200万円	300万円
		(2) JIS A 4112で規定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を有する設備であること		
	バイオマス 熱利用	(1) バイオマス依存率60%以上であること	200万円	300万円
		(2) バイオマスの調達見通しが長期間あること		
		(3) 副燃料として石油起源の燃料を常時使用することを前提とするものでないこと		
		(4) 紙・パルプの製造工程で発生する黒液を回収し熱利用に利用するものでないこと		
地中熱利用	(1) 暖気・冷気、温水・冷水、不凍液の流量を調節する機能を有する設備であること	200万円	300万円	
	(2) ヒートポンプを設置する場合は、冷却能力または加熱能力が5kW以上であること			
下水熱利用	(1) 下水道施設から熱交換機を用いて下水熱を利用する設備であること	200万円	300万円	
	(2) ヒートポンプを設置する場合は、冷却能力または加熱能力が5kW以上であること			
その他熱利用	※2	100万円	150万円	
燃製設 料造備	バイオマス 燃料製造	(1) バイオマスの調達見通しが長期間あること	100万円	150万円
		(2) 薪、木炭の製造設備ではないこと		
革 新 的 な 高 度 利 用 技 術 エ ネ ル ギ ー	ガスコージェネ レーション	(1) 発電出力5kW以上であること	200万円	300万円
	燃料電池		200万円	300万円
	蓄電池	(1) 発電設備（太陽光発電を除く。）と同時設置または既設発電設備に接続する場合に限ること※1	蓄電容量1kWhあたり 5万円を乗じて得た 額（上限50万円）	蓄電容量1kWhあたり 7万円を乗じて得た 額（上限75万円）
		(2) 総蓄電容量は3kWh以上かつ発電設備の発電出力の同等以下であること		
次世代自動車 +V2H	(1) 次世代自動車は電気自動車、プラグインハイブリッド自動車または燃料電池自動車であること (2) V2Hは次世代自動車からの電力を分電盤を通じて施設用電力として利用できるシステムであること		150万円	

上記以外の要件

(1) 補助金の交付を受けた発電設備で発電した電力は自家消費すること。ただし、余剰電力の売電は差し支えない。なお、1事業所あたり、年間3,600kWh以上の電力を自家消費することとする。

(2) バイオマス燃料製造設備において製造された燃料を他社に供給（販売）する計画の場合は、その供給先（複数の供給先で過半を占める場合は、複数の供給先）との共同申請であること。ただし、製造された燃料の過半を自家消費する場合は、単独申請で可とする。

(3) 補助対象設備の発注（契約）先の事業者および施工を行う事業者は、県内に本社または支店等の事業所を有する事業者であること。ただし、県内に発注または施工できる事業者がない場合は、この限りでない。

(4) 以下の事業については、補助対象外とする。

過去に滋賀県民間事業者省エネ設備整備事業補助金、滋賀県民間事業者省エネ設備整備モデル事業補助金、滋賀県事業用再生可能エネルギー等導入促進事業補助金、滋賀県事業用再生可能エネルギー・高度利用技術導入加速化事業補助金、滋賀県民間事業者分散型エネルギーシステム導入加速化事業補助金、滋賀県あんしんエネルギー施設支援事業補助金および滋賀県分散型エネルギーシステム導入加速化事業補助金の交付を受けて導入した設備の更新

(5) 当年度内に補助金の交付を受けることができる設備は、1事業所あたり補助対象設備のいずれか1つとする。

※1 発電設備で発電した電力の全部または一部を蓄電池（車載用を含む。）に充電するとともに、充電した電力をその施設で消費することが可能であることが必要です。

※2 その他熱利用については、個別の事業計画による判断とします。

別表第2（第3条第2項関係）

区 分	内 容	備 考
本工事費	補助対象事業の実施に必要な 工事に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建屋は補助対象外とする。（ただし、小水力発電の場合を除く。）</li> <li>・ 既存構築物および設備の撤去費は補助対象外とする。</li> </ul>
付帯工事費	本工事に付随する必要最小限度の範囲内の工事に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地造成、整地および地盤改良工事に準じる基礎工事は補助対象外とする。（ただし、機械基礎に係る必要不可欠な工事は対象）</li> </ul>
設備費	補助対象事業の実施に必要な 機械装置等の購入、製造、据付 に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地の取得および賃借料（リース代）は補助対象外とする。</li> </ul>
<p>※消費税および地方消費税は対象外とする。</p> <p>※国または国の関連団体から補助金の交付を受けるまたは受けようとするときは、補助対象経費から当該補助金の交付（予定）額を除いた額に第4条に定める補助割合を乗じて得た額以内（千円未満切り捨て）で、補助金額を算出する。</p>		